

鳳鳴会慶弔規程

昭和34年12月8日改正

昭和35年9月18日改正

昭和39年11月28日改正

昭和49年3月2日改正

平成5年5月7日改正

第1条 この規程は、会則第6条（3）に基づき、慶弔について定める。

第2条 名誉会員および顧問並びに特別会員、一般会員であって次の各号に該当する者に対してこの会の名において、慶祝（弔意の場合も同じ）の意思を表明するものとする。

- （1）栄典を授与された者
- （2）国あるいは都道府県の機関より表彰された者
- （3）その他第2号に類似する団体より表彰された者
- （4）国家公務員特別職に就任した者
- （5）地方公務員特別職に就任した者

2. 前項各号に対する慶祝は祝電をもって直ちに慶祝の意を表するものとする。ただし、第5号の地方公務員特別職就任の場合で主として近傍でかつ多数の該当者がある場合は郵便で行ってもよい。

第3条 前項第1項により弔意を表すべき場合は次の各号によるものとする。

- （1） この会の役員に就任したことのある者、もしくは現に役員である者の死亡した場合
- （2） 第1号の規程にかかわらず役員としての勤続年数、事業等において特別の功労があったと認定された者および名誉会員、特別会員にして死亡した場合
- （3） 一般会員で死亡連絡があった場合
- （4） 第2号に該当する者の配偶者または直系尊属の死亡した場合で、特にその配偶者または尊族がこの会に絶大な協力を惜しかなかった場合

2. 前項各号の場合の香典または弔電もしくは弔意文は、おおむね次の規程によるものとする。

- 第1号 香典 5,000円
- 第2号 香典 5,000円以上 10,000円以内
- 第3号 弔電文または弔意文
- 第4号 香典 5,000円

ただし、各号規程の範囲内で適当と認められる方法によることができる。

3. 会員が不意の災害に遭い、重大な損害を受けた場合には、第1号から第4号までに準じて見舞をするものとする。ただし、大火等の場合にて多数の者が該当する場合には、事務局の協議によるものとする。

第4条 前条の第2号、第4号による弔意は、事務局の協議を経て会長の承認を要するものとする。

第5条 すべて慶祝および弔意の表示は、形式のみでなく儀礼を尽くすことに努めるものとする。

第6条 物故者会員は、会報もしくは次期総会において発表し、弔意を捧げるものとする。

附 則

第7条 この規程は、平成5年5月7日から施行する。